

2022年5月12日

各位

会社名 株式会社カネミツ
代表者名 代表取締役社長 金光俊明
(コード番号7208 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役常務執行役員 金光秀治
(TEL. 078-911-6645)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、2022年6月22日開催予定の第39期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

2019年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式会社（上場会社）には、電子提供措置に係る改正会社法の施行日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、所要の変更を行うものであります。

2. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月22日（水曜日）
定款変更の効力発生日 2022年6月22日（水曜日）

3. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第15条 (条文省略)	第1条～第15条 (現行どおり)
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	<u>(削除)</u>
<u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法</u>	

<p><u>で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第 17 条～第 39 条 (条文省略) (新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第 17 条～第 39 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>第 1 条 2022 年 6 月 22 日株主総会による変更前の定款第 16 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および同変更後の定款第 16 条(電子提供措置等) は、会社法の一部を改正する法律(2019 年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>②前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、2022 年 6 月 22 日株主総会による変更前の定款第 16 条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>③本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	---

以 上